

懲戒処分公表について

下記のとおり職員の懲戒処分を行いましたので、行橋市懲戒処分等の公表基準第5項の規定に基づき公表します。

令和6年10月23日

任命権者 行橋市長 工 藤 政 宏

記

(懲戒処分)

所属部局名	消防本部	役 職 (補職名)	消防長	年齢	60	性別	男
処 分 内 容	戒告						
処分年月日	令和6年10月23日						
処 分 理 由 (事案要)	当時、消防次長の職にありながら、職務として行うべき部下職員に対する適正な指導監督を怠ったことが、今回の部下職員による公文書変造及び同行使並びに無免許運転事件を引き起こす要因となった。 これら管理監督者としての職務上の怠慢については、地方公務員法第29条第1項第2号に規定する懲戒事由に該当するものである。						
根 拠 法 令	地方公務員法第29条第1項第2号						

以上